

令和7年度 機構集積協力金交付事業の概要

機構集積協力金とは

地域計画の策定地域内において、農地中間管理機構（以下、「機構」）を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。



地域で話し合って、
農地を効率的に
活用するマル！

地域集積協力金

機構を活用して、「担い手」への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

<交付要件>

- (1) 以下の①、②のいずれか一方を満たすこと。
 - ① 交付対象面積のうち1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること。
- (2) 機構への貸付総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

「担い手」とは…
認定農業者、
認定新規就農者、
基本構想水準到達者
のことマル！



<交付対象面積>

機構への貸付面積（期間6年以上）※再貸付面積は除く

<機構の活用率（累積）>

機構への貸付総面積÷地域の農地面積

区分	機構の活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
2		80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金

機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

<交付要件（①翌々年度、②翌々翌年度 までに満たすこと）>

地域の農地面積に占める次に掲げる「団地」面積の割合が10ポイント以上増加すること。

- ① 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積<一般タイプ>
- ② 目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地による1ha以上の団地面積<受け皿準備タイプ>
※中山間地域の場合は0.5ha以上 ※②は①と一体的に取り組む場合

<交付対象面積>

機構からの転貸により新たに団地化した面積

区分	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ	受け皿準備タイプ
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	0.5万円/10a
2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a	1.5万円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

「団地」とは、一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいうマル！例えば、畦畔で接続する農地や農道を挟んで接続する農地マル！

お問い合わせ先

- 山梨県農政部 担い手・農地対策課 農地活用推進担当 055-223-1596 (ninaite@pref.yamanashi.lg.jp)
- 中北農務事務所 地域農政課 0551-23-3078 ●峡東農務事務所 地域農政課 0553-20-2708
- 峡南農務事務所 地域農政課 055-240-4113 ●富士・東部農務事務所 地域農政課 0554-45-7825